

令和5年度児童扶養手当



4月から児童扶養手当額を改定

☎ほけん福祉課福祉班 ☎78-3115 (内126)

▶手当額(月額)

	支給	改定後
第1子	全部	44,140円
	一部	10,410~44,130円
第2子	全部	10,420円
	一部	5,210~10,410円
第3子以降	全部	6,250円
	一部	3,130~6,240円

児童扶養手当

母親か父親のいない児童や一定の障がいのある親を持つ児童を監護している母親か父親に代わって児童を養育している人に支給。毎年8月の現況届の審査結果で手当額が決まります。

手話奉仕員養成講座



手話奉仕員養成講座を受けませんか

☎ほけん福祉課福祉班 ☎78-3115 (内125)

意思疎通に必要な、初歩的な手話通訳技能の指導・学科の講習を開きます。手話通訳が増えることは、地域の聴覚障がい者の福祉発展につながります。

▶期間

- ・入門課程(17回) 4/5(水)~8/2(水)
- ・基礎課程(28回) ※入門課程受講者のみ。 9/6(水)~R6.3/27(水)

▶日時 毎週水曜 19:00~21:00

▶場所 水俣市中央公民館

▶受講資格 高等学校卒業以上の学力があり、手話通訳活動ができる人

▶受講料 無料(テキスト料7,600円)

▶申込 3/30(金)までにほけん福祉課福祉班へ申込

(公財)水俣・芦北地域振興財団地域振興事業の二次募集



令和5年度(公財)水俣・芦北地域振興財団地域振興事業を募集します

☎政策企画課 ☎78-3114 (内222)

地域の産業の振興に関する事業や地域住民などの自主的な地域づくり活動の一部を水俣・芦北地域振興計画に基づく地域振興事業として助成しています。

▶対象団体

原則、町内に事務所を置く団体
※若年層支援事業は15~29歳の個人か15~29歳の個人を主な構成員とする団体(条件あり)

▶対象事業

- ①地域の産業振興
- ②地域住民などの自主的な地域づくり活動
- ③地域の再生・振興

▶補助限度額

事業費の3分の2以内で350万円以内(若年層支援事業は30万円以内)

▶実施期間 4/1~R6.2/21

▶申請期限 3/7(火)

▶申請先 政策企画課

★今年度は以下の事業で助成しています。

実施団体	取り組み内容
津奈木町	たろうつなぎプロジェクト



高齢者のための体力測定会



自分の体力を把握しませんか

☎教育委員会生涯学習班 ☎78-5400 (内705)

これからも笑顔で元気に過ごすイメージはできていますか。体力に自信がないなど体力測定会に参加できるかどうか心配な人でもぜひご参加ください。

▶日時 3月14日(火) 9:00~

▶場所 B&G体育館

▶対象 町内の65歳以上

▶募集人数 20人

▶測定内容 日常生活活動テスト(握力・上体起こし・長座体前屈・開眼片足立ち・10分障害物歩行・6分間歩行)・健康状態のチェック

▶必要なもの 動きやすい服装・室内用運動靴・飲み物・タオル

▶申込 3/8(水)までに教育委員会生涯学習班へ電話などで申込

令和5年度津奈木町奨学生



令和5年度津奈木町奨学生の募集

☎教育委員会学校教育班 ☎78-5400 (内703)

▶対象(次の全項目に当てはまる人)

- ・高等学校、大学かこれらに準ずる学校に在学予定で、学業や人物ともに優秀かつ健康
- ・保護者が本町に在住し、学資の支払いが困難と認められること
- ・本町の奨学金以外の奨学金などを受けていないこと

▶募集人数 30人

▶申込 4/3(月)~28(金)に教育委員会に備え付けの申込用紙に必要事項を記入し、教育委員会へ提出

※町ホームページからダウンロード可。

▶貸付金額

- ①高等学校・これらに準ずる学校 月1万5千円以内
- ②大学・これらに準ずる学校 月3万円以内
- ③②のうち入学年のみ入学準備金 50万円以内

障がい者手当制度



重度の障がい者を支援する3種類の障がい者手当制度

在宅生活で介護が必要な重度の障がい者に手当が支給される「障がい者手当制度」があります。

	障がい児福祉手当	特別障がい者手当	特別児童扶養手当
対象	20歳未満で身体か知的・精神に重度の障がいがあり、日常生活で常時の介護を必要とする人。 ※以下の人は対象外です。 ①施設などに入所 ②この障がいを支給理由とする年金を受給	20歳以上で身体か知的・精神に著しく重度の障がいがあり、日常生活で常時特別の介護を必要とする人。 ※以下の人は対象外です。 ①施設などに入所 ②病院か診療所に継続して3か月以上入院	20歳未満で身体か知的・精神に障がいがあり、法令に定められた障害等級に当てはまる障がい児の父母か養育者。 ※以下の人は対象外です。 ①施設などに入所し、監護・養育されていない障がい児 ②障がいを理由に年金を受給している障がい児
手当	月額 15,220円	月額 27,980円	1級…月額 53,700円 2級…月額 35,760円
支給制限	所得による支給制限があります。障がい程度の認定は原則として診断書で審査します。		